

定款

(1980年2月18日に至るまでの改定を含む)

本定款は、国際金融公社（以下「公社」と称す）の権限のもとで採択され、同社の**設立協定**を補完する意図で作成された。従ってその旨解釈されるものとする。

本定款の内容と協定の条項の間に矛盾が生じた場合は常に協定が優先する。

第一項：総務会の会合

- (a) 特別会合は、総務会または理事会により、いつでも招集できる。
- (b) 定足数に満たない総務会の会合は、出席中の総務の過半数をもって随時、閉会することができ、閉会した会合の通知を出す必要はない。

第二項：総務会会合の通知

理事会の議長は、公社の各加盟国に対し、総務会の会合ごとに、その日時と場所を迅速な通信手段を用いて、予定日の42日以内に通知を出すものとする。但し、緊急の場合は、会合の予定日の10日以内に電信もしくは電報で通知を出すものとする。

第三項：理事やオブザーバーによる総務会会合への出席

- (a) 理事と理事代理は総務会のあらゆる会合に出席し討議に参加できるが、理事もその代理もかかる会合で投票する権限は与えられていない。但し、理事もしくは理事代理が総務または総務代理として、あるいは総務の暫定的代理として投票する場合は例外とする。
- (b) 総務会議長は、理事会と協議したうえで、オブザーバーを総務会のどの会合にも招待することができる。

第四項：総務会会合の議事予定

- (a) 理事会の議長は、理事会の指示のもとで、総務会の各会合の議事予定の要約書を作成し、かかる会合の通知とともに、公社の各加盟国にこの議事予定を送付するものとする。
- (b) どの総務も総務会の会合の議事予定に議題を追加することができる。但し、かかる総務は会合日の7日以内にこの追加議題を理事会議長に通知しなければならない。特別の状況においては、理事会議長が理事会の指示のもとで総務会会合の議事予定にいつでも議題を加えることができる。総務会会合の議事予定にどのような議題を追加する場合でも、理事会議長は、追加の通知を公社の各加盟国にできる限り早急に送付しなければならない。
- (c) 総務会は、上述の通知手順を踏まずに、総務会会合の議事予定に議題を追加するよう、いつでも承認することができる。
- (d) 総務会から特に別の指示がない限り、総務会議長は、理事会議長と共同で、総務会の会合をあらゆる形で執り行う責任を負うものとする。

第五項：議長ならびに副議長

国際復興開発銀行（以下「世銀」と称す）の総務会の議長と副議長がともに公社の総務を兼任している場合は、それぞれ公社の総務会の議長と副議長となるものとする。但し、世銀の総務会の議長が公社の総務を兼任していない場合は、公社の総務会が年次会合において議長となる総務を選出するものとする。本項で用いられる用語「世銀の総務会の議長」には、その代行役を務める副議長も含まれるものとする。

第六項：書記

本公社の書記が総務会の書記を務めるものとする。

第七項：議事録

総務会は審議の内容を要約し記録として維持するものとする。この議事録は全加盟国により入手可能とし、理事会の指導を得るため理事会に提出されなければならない。

第八項：年次報告書

年次報告書は、理事会により作成され、総務会の年次会合の場で一つまたはそれ以上の報告内容が発表されるものとする。この報告には、公社の業務と方針について検討されているとともに、公社の直面する問題の対策を総務会に推薦する内容が含まれているものとする。

第九項：投票

設立協定の中で特に例外として認められていない限り、総務会の決議はすべて投票数の過半数により採決される。どの総務会でも、議長は、正式な投票を行わずに、手を上げてもらうなどして賛否を確認することもできるが、総務会の中から正式な投票を行うよう要請が出された場合には、それに従う必要がある。正式な投票が行われた場合は必ず、議決権のある加盟国に対して動議の内容を書面で配布しなければならない。

第十項：委任状

総務または総務代理は、いかなる会合においても自ら投票するものとし、委任状や他の方法で投票を代行してもらうことはできない。但し、普段代行役を務めている総務代理を出席させることができない場合、加盟国は、どの総務会会合でも、暫定的代理を指名する旨を通知して、総務に代わってかかる代理に投票させることができる。

第十一项：会合によらない表決

公社として何らかの措置を講ずる必要性に迫られているが、その表決を総務会の次回の定期会合まで遅延できないと理事会によって判断され、しかも、わざわざ特別会合を召集しなくても済むと判断された場合、理事会はいつでも、かかる措置案の動議を迅速な通信手段で各加盟国に送付して、総務会の表決を求めることができる。その際、理事会は投票期間を指定できるが、それでも、かかる動議が送付された日付から7日以内にどの総務も投票することが前提となる。但し、この義務を免除する通知を理事会から受けた場合は例外とする。規定の投票期間の終了後、理事会は開票結果を記録し、理事会議長が全加盟国にこの結果を知らせるものとする。なお、総投票数は投票権を持つ総務全体の三分の二以上に達していなければならない、そのうちの過半数が賛成していない場合、かかる動議は否決されたとみなされる。

第十二項：任務遂行の条件

(a) 総務や総務代理が公社を代表して会合に出席する際は、世銀の総務や総務代理が世銀を代表して出席する場合と同様の基準に基づいて、それにかかった費用が払い戻される。但し、世銀を代表して会合に出席する総務または総務代理が、それと同時期またはその前後の時期に公社の会合に代表として出席する場合は、公社の会合に出席するために追加的に発生した費用だけが払い戻されるものとする。

(b) 公社の総務と理事、その代理、理事会議長、総裁、スタッフ、その他の従業員には、雇用契約書に例外項目が明記されていない限り、受け取った給与や手当に対して支払うべき税金の手当が、同様の給与や手当に対して世銀が支払う税金手当と同じ基準に基づいて支払われるものとする。

(c) 理事会議長は無償で任務に携わるものとする。但し、公社の利益のために発生した妥当な費用については公社側から理事会議長に支払われる。

(d) 総裁の給与と契約上の任期は理事会によって決定される。公社の利益のために発生した妥当な費用については公社側から総裁に支払われる（これには、総裁自身の旅費のほか、公社の総裁としての任期中または就任直前に家族と家財を移動させる引越の費用と、総裁としての任期中または任期終了直後に家族と家財を移動させる引越の費用がそれぞれ一度ずつ含まれる）。

(e) 理事と理事代理は、公社の利益のために必要とされる業務に時間と努力を注ぐ責務を負うものとし、理事と理事代理の間で職務を継続的に遂行していかなければならない。理事会の会合またはその委員会に出席できない理事は、暫定的理事代理を任命して、かかる会合や委員会で代行役を務めさせることができる。本

定款で用いられている用語「理事代理」には、別の意味に解釈されなければならない場合を除き、このような暫定的理事代理も含まれるものとする。

(f) 会社の理事または理事代理が、それぞれ世銀の理事または理事代理、もしくは、世銀と国際通貨基金（以下「IMF」と称す）の理事または理事代理としてフルタイムで報酬を受けている場合、会社の理事または理事代理として追加的な報償を受け取ることはない。一方、会社の理事または理事代理が、それぞれ世銀の理事または理事代理、もしくは、世銀と IMF の理事または理事代理としてパートタイムで報酬を受けている場合は、会社の理事または理事代理として追加的に費やした時間に対して世銀の適用レートで報酬が支払われるものとする。但し、会社の理事または理事代理が、会社と世銀（あるいは会社と世銀と IMF）から受け取る報酬、休暇手当、引越手当の総額は、世銀または IMF のいずれかにフルタイムで働いている場合に受け取ることのできる最高額を超えるないものとする。

(g) 会社の理事または理事代理が上述の項目 (f) に基づいて受け取る報酬は、住宅手当、接待費などをはじめとする他の給与と諸手当のすべてに代わって受け取るものとする。但し、これには以下のような例外が適用される。会社の理事または理事代理の任務地またはその周辺に在住していない理事または理事代理については、その各々に対して、理事会の会合またはその委員会への出席に要する費用として妥当な金額の手当を受け取ることができる。但し、世銀の理事としても会合に出席する場合には、かかる会合への出席にかかりうる費用を超えた金額についてのみ受け取ることができる。また会社の総裁から特定の業務を会社のために行うよう求められた場合、各理事と理事代理は、かかる業務の遂行に要する費用として妥当な金額の手当を受け取ることができる。また本定款には、世銀と会社の間で適切な取決めを行って、両機関の理事および理事代理に支払われる報償、手当、その他の経費を共有してはならないという文面は一切含まれていないものとする。

(h) 個人が立て替えた費用の払戻し、またはこうした費用の手当を請求する場合は、かかる請求の中に、こうした費用の払戻しまたは手当をまだ受け取っていないこと、さらに他の筋にこの費用の払戻しまたは手当を請求しないという文面を含めなければならない。

(i) 本項の管理業務は、適用される枠内において、すでに確立された世銀の業務慣行に基づいて行われるものとする。

第十三項：権限の委任

理事会は、設立協定の第四条第二項(c) と他の条項によって総務会に授与された権限を除き、同会社のあらゆる権限を行使することができる。但し、総務会によって委任された権限のもとで総務会の措置に矛盾するような行動をとってはならない。

第十四項：規則と規制

理事会は、会社の業務上必要であるか、または、適切とみなされる規則や規制を採択することができる。これには財務上、金融上の規則や規制も含まれる。採択された規則や規制、さらにその改訂版についてはすべて次の年次会合の場で総務会により審査されるものとする。

第十五項：理事任命権のない加盟国の申立

世銀の理事を任命する権限のない加盟国から出された要請を理事会が検討することになった場合、あるいは、このような加盟国に特に影響を与える課題について理事会が検討することになった場合は必ず、かかる加盟国に対し、検討が行われる日付を書面で速やかに通知する必要がある。しかも理事会は、この加盟国に自国の見解を伝える適切な機会を与え、適切な事前通知を加盟国に出したうえで、その見解を理事会の会合で聴取するまで、最終的措置をとってはならない。同加盟国に影響を与えるような問題を総務会に提出してはならない。但し、どの加盟国も本項のこの規定を放棄することができる。

第十六項：予算と監査

理事会は会社の会計監査を毎年最低一度実施し、この監査報告書に基づいて貸借対照表や損益計算書をはじめとする会計報告書を総務会に提出して、総務会の年次会合で検討してもらう必要がある。理事会はまた、総裁に対して年次管理予算を作成するよう指示し、それを承認する必要がある。この予算は理事会の承認後、総務会に提出されるものとする。

第十七項：加盟の申請

設立協定の付表 A に掲げられた諸国に対しては特別規定の対象となることがあるが、世銀の加盟国であればどの国でも公社に加盟する資格をもつ。そのためには関係事項を記入したうえで申請書を公社に提出する必要がある。理事会は、申請書を総務会に提出する際、申請国と協議したうえで、資本株式数をはじめ、理事会の見解上、総務会が採用すべきだと思われる他の条件を記述した推薦事項を添えるものとする。

第十八項：加盟資格の停止

公社の加盟国の資格を停止処分にする場合（但し、設立協定の第五条第三項に基づかない場合に限られる）は、この件について理事会が予め審議していなければならない。理事会は、対象国に対する苦情を妥当な余裕をもって同対象国に伝えて、口頭と書面の両方で対象国が本件に関する申立を行うための機会を十分に与えるものとする。さらに理事会は、適切と思われる措置を総務会に推薦するものとする。加盟国にはこの推薦内容と総務会による審議の日付を知らせるものとし、総務会においては口頭と書面の両方で本件の説明を行うための適切な時間を与えるものとする。なお、どの加盟国も本項の規定を放棄することができる。

第十九項：定款の改定

本定款は、総務会がその会合で改定するか、あるいは、本定款の第十一項の規定に基づいて会合を開かずに投票で改定することができる。